仙台市オープンデータ推進に関する方針

平成27年11月30日

仙台市情報化推進本部決定

本方針は、仙台市が保有する公共データは市民共有の財産であるという認識のもと、市民生活の向上や経済活動の活性化等を目的として、国の制定するオープンデータ基本指針等に基づき、公共データの公開と利活用を進める「オープンデータ」の取組みの推進に向けた基本的な考え方を示すものである。

# オープンデータ推進の基本的な考え方

## オープンデータ推進の意義

### 市民参加・市民協働の推進を通じた地域課題の解決、経済の活性化

市民や民間団体、企業等が、公共データの加工や分析等を行い、様々な場面で利活用することで、防災、医療、観光をはじめとする各分野において、新たなサービスの創出やビジネスの効率化等が期待されるなど、地域課題の解決や経済の活性化に寄与する。

### 行政の高度化・効率化

データ活用により得られた情報を根拠として施策の企画及び立案が行われること（EBPM：Evidence Based Policy Making）で、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。

### 透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

## オープンデータの定義

本市が保有する公共データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

## 基本方針

本市が保有する公共データについて、オープンデータとしての積極的な公開と利活用を推進する。

# 第２部　オープンデータ推進に関する具体の取組み

## １　オープンデータ化に関するルール

### オープンデータ化の原則

　　　本市が所有する公共データについては、原則として本方針第2部第2項（1）仙台市オープンデータポータルサイトまたは（2）仙台市情報共有型GISに掲載するものとする。

ただし、次に掲げるものは対象から除く

1. 個人情報の保護に関する法律で定めている個人情報にあたるもの
2. 国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、個人や法人の権利利益を害する恐れがあるもの等、合理的な理由によりオープンデータ化が認められないもの

### 公開データの形式等

オープンデータ化するデータについては、機械判読に適した構造及びデータ形式とする。オープンデータの達成度の評価指標として用いられている「５つ星」の指標(※1)を参考に、より活用がしやすい用語や形式（「５つ星」の指標の「３つ星」以上）での公開に努める。

具体的には、次の表に示す段階のうち、より高い段階（★の数がより多いもの）で公開することが望ましい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ★ | 説明 | データ形式の例 |
| ★１ | オープンなライセンスで提供されている | pdf、 jpg |
| ★２ | 構造化されたデータとして公開されている | docx、 xlsx、 pptx |
| ★３ | 標準化された形式で公開されている | csv、 kml、 shp、 |
| ★４ | 物事の識別に URI を利用している （他のデータから参照できる） | rdf、 json、xml |
| ★５ | 他のデータにリンクしている（Linked Open Data） | Linked-rdf |

### 国の定める標準化への対応

国の提供する政府相互運用性フレームワーク（GIF）（※2）等をはじめとした、データの標準化・相互運用性向上のための取組みを推進する。特に「自治体標準オープンデータセット」（※3）は国から公開が推奨されているデータであることから、積極的な公開に努める。

### 二次利用可能なライセンスについて

情報の二次利用については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(※4)を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

原則として営利目的も含めた二次利用を認めるもの(クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおけるCC BY(※5))とし、二次利用を一部制限する(CC BY以外を使用する)場合には、その理由を併せて表示する。

また、著作物とならない公共データについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

### 二次利用のために必要な情報及び免責事項について

情報の時点や作成日、データ形式など二次利用のために必要な情報をできる限り提供する。

また、オープンデータの二次利用により発生した損害については、本市はその責を負わないことを明示する。

### その他

委託・請負契約等にあたっては、オープンデータ推進を念頭に置いた対応（例えば、委託の成果物である報告書について、機械判読に適した形式で納品させることや、当該データの公開・二次利用の支障とならないようなものとする等）に努める。

## ２　オープンデータ化を推進するための基盤

### 仙台市オープンデータポータルサイト

本市が保有する情報のオープンデータ化を推進するための基本的な基盤として、本市公式ホームページ内にあるオープンデータポータルサイトを利用する。

### 仙台市情報共有型GIS

地理情報を含むデータに関しては、仙台市情報共有型GISを活用し、市民GIS（せんだいくらしのマップ）を通じて地図上で示すとともに、オープンデータとして公開する。

### 宮城県及び市町村共有オープンデータポータルサイト

国が示す「自治体標準オープンデータセット」など、機械判読に適した形式で公開しているデータに関しては、宮城県が開設し県内市町村とともに運営するポータルサイトに積極的に掲載する。

## ３　利活用促進のための取組み

### 利用者ニーズに応じたデータ公開

市民や民間団体、企業等のニーズの把握に努めるとともに、オープンデータ化の要望があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、各部局において積極的にオープンデータ化するよう努める。

### 民間との協働による地域課題の解決のための取組みの推進

市民や民間団体、企業等が行う、オープンデータを活用した地域課題の解決に向けた取組み（アプリコンテストやアイディアソン(※6)等）については、その趣旨、内容を検討した上で、各部局が連携して積極的に推進・支援する。

### データ連携基盤との連携の推進

本市が所有する公共データおよび市民や民間団体、企業等が保有するデータにつ

いて、本市のデータ連携基盤との連携を推進し、データ利活用が行われやすい環境の整備、更なる市民サービスの拡充、分野間・地域間のデータ連携を図る。

------------------------------------------------------------------------------

## 注釈

※1 「５つ星」の指標

　　Webの創設者であるTim Berners-Leeによって提唱された、データの公開レベルを5段階に定めたスキームのこと。オープンなライセンスでデータを公開している場合が１段階であり、専用のソフトにより機械判読可能なものが2段階、特定のソフトに依存せずに機械判読ができるものが3段階に定義される。3段階のデータ（csv等）は、txtやExcel等のソフトに取り込んで閲覧、編集することが可能となるため、データの活用や分析を容易に行うことができる。

さらに高次の段階として、データにその情報をプログラミング言語で記載したものが4段階、このプログラミングされたデータにさらに外部のデータへのリンク設定がなされたものが5段階とされる。これらの段階のデータは、個別データの検索、確認、取得等に係る手間をさらに軽減させることができ、これによって効率的に幅広い情報の収集と詳細な分析利用が可能となり、新しいソフトウェアやアプリの開発など、新たな付加価値を創造することが容易になる。

※2　政府相互運用性フレームワーク（GIF）

　　データの利活用、連携がスムーズに行える社会の実現を目的として国が提供している、政府の各機関間で情報システムを相互に連携させるための共通の基盤となる枠組みのこと。具体的には、データの規格や連携ルール等をまとめたものである。データの規格を例示すると、2024年3月25日は“2024-03-25”、仙台市役所の郵便番号（〒980-8671）は、“9808671”となる。

※3　自治体標準オープンデータセット

　　　政府相互運用性フレームワークの枠組みに基づき、地方自治体のオープンデータの公開とその利活用を促進することを目的として、政府が公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

現在定められているデータは以下の通り。（令和6年３月時点）

公共施設一覧、文化財一覧、指定緊急避難場所一覧、地域・年齢別人口、子育て施設一覧、オープンデータ一覧、公衆無線LANアクセスポイント一覧、AED設置箇所一覧、介護サービス事業所一覧、医療機関一覧、観光施設一覧、イベント一覧、公衆トイレ一覧、消防水利施設一覧、食品等営業許可・届出一覧、学校給食献立情報、小中学校通学区域情報、ボーリング柱状図等、都市計画基礎調査情報、調達情報、標準的なバス情報フォーマット、支援制度（給付金）情報、防災行政無線設置一覧、教育機関一覧、公営駐車場一覧、公営駐輪場一覧、投票所一覧、ゴミの分別方法一覧、赤ちゃんの駅、ゴミ集積所一覧、観光ポイント

※4 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの1つで、国際的に利用されている。

※5 CC BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの1つで、原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。

※6 アイディアソン

「アイディア」と「マラソン」を掛け合わせた造語であり、ある特定のテーマについて、異なる分野の人たちが複数のチームに分かれて、数時間～数日間、自由にアイディアを出し合い、これまでになかったような斬新な提言を行うプログラム。

改正履歴

令和2年12月10日

令和5年4月1日

令和6年3月25日